

**家具に含まれるホルムアルデヒドによる化学物質過敏症の発症と販売業者の  
不完全履行に基づく損害賠償責任**

【文 献 種 別】 判決／高松地方裁判所  
【裁判年月日】 平成 30 年 4 月 27 日  
【事 件 番 号】 平成 28 年（ワ）第 86 号  
【事 件 名】 損害賠償請求事件  
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却  
【参 照 法 令】 民法 415 条・709 条・724 条  
【掲 載 誌】 公刊物未登載

LEX/DB 文献番号 25560627

**事実の概要**

X は、自宅 1 階で建築士事務所を開業する一級建築士である。X は、平成 23 年 5 月 25 日に、Y の経営するホームセンターにおいてカラーボックス 6 個を購入し、知人宅で組み立てた後、X の事務所に搬入した。X は、臭いが気になり、息苦しさ、吐き気、喉をキリで刺されたような激痛、呼吸困難などの体の異変を感じたため、翌 26 日に本件カラーボックスを事務所から搬出した。X は、同月 28 日の香川労災病院での緊急受診を始めとして幾つかの病院を受診し、平成 24 年 2 月 9 日、甲医師は、X について病名を化学物質過敏症、症状固定日を同日とする診断書を作成した。

本件カラーボックスは、木材の裁断した小片に合成樹脂接着剤を塗布し、一定の面積と厚さに熱圧成形して製造されるパーティクルボードを素材として使用しているものであり、接着剤として旧 JIS 表示 E 2 の接着剤を使用している。Y は、本件カラーボックスについて室内濃度の測定を行っているが、X の使用から 13 日経過後の第 1 回の測定（平成 23 年 6 月 8 日）で、1 個で試験室内に少なくとも  $800\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、6 個では  $4800\mu\text{g}/\text{m}^3$  のホルムアルデヒドが検出されている

そこで X は、カラーボックスに使用されている有機系塗料から放散されたホルムアルデヒド等の化学物質により化学物質過敏症を発症し後遺障害を負ったと主張して、不法行為又は債務不履行に戻つて損害賠償として、治療費等の合計 7,897 万 3,750 円のうち 7,021 万 9,000 円及びこれに対するカラーボックス購入日の翌日から支払い済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の

支払いを求めた。

**判決の要旨**

本判決は、以下のような理由を述べて、Y の債務不履行責任（不完全履行）を認め、治療費 5 万 910 円、休業損害 76 万 233 円、後遺症逸失利益 192 万 2,192 円、慰謝料 160 万円の合計 433 万 3,335 円のうち治療費として既に受け取り済みの 2 万 3,395 円を控除した 430 万 9,940 円に、弁護士費用 43 万円を加算した 473 万 9,940 円及び遅延損害金の支払いを命じた。

**1 化学物質過敏症発症の有無及びその程度****(1) 化学物質過敏症罹患の有無**

① X は本件カラーボックスとの接触後、気分不良、のどの痛み等の症状を感じるようになった、②ホルムアルデヒドは人体に有害な化学物質であり、①の症状はホルムアルデヒドによって人体に生ずるとされる症状と矛盾がないこと、③本件カラーボックスは室内濃度指針値を大幅に上回るホルムアルデヒドを拡散させるものであったこと、④カラーボックス使用中止後も様々な化学物質に過敏な反応を示すようになったこと、⑤化学物質から離れると症状が軽快すること、⑥専門家が化学物質過敏症と診断したこと、以上の事実から、X の症状は、1996 年基準を満たしていないが、1999 年合意を満たすものと認められる。化学物質過敏症は、その病態が十分に解明されておらず、疾患としての評価のための指標も確立されているとはいいいがたいものであるが、甲専門医の診断結果が不合理であるとするだけの根拠はないことから、X の症状は、化学物質過敏症であると認める

のが相当である。

## (2) 因果関係

「認定した各事実によれば、原告は、本件カラーボックスとの接触後、気分不良、のどの痛み、呼吸の違和感等の症状を訴え、本件カラーボックスの使用を中止した後も、化学物質に接すると気分不良を来すという状態が継続するようになったものであり、原告は、本件カラーボックスへの接触を契機として、化学物質に対する過敏性を獲得したものと認められる。」もっとも、Xは、平成6年以降、一級建築士として稼働しており、建築資材等に使用されている化学物質に接していた可能性があり、慢性的に化学物質に曝露していたものと推認されるから、原因が本件カラーボックスだけであるとは断定できないが、「それまで原告が化学物質に対する顕著な過敏性を示していなかったことからすると、本件カラーボックスとの接触に起因して、化学物質過敏症を発症したものと認めるのが相当である。」

## 2 過失・不完全履行の有無について

### (1) 注意義務及び注意義務違反の有無

①ホルムアルデヒドは人体に重要な悪影響を及ぼすおそれのある物質であること、②平成23年当時、室内濃度指針値等の定めがありホルムアルデヒドの危険性については公知の事実であったこと、③Yは本件カラーボックスにはホルムアルデヒドを含有する接着剤が使用されていることを認識していたことから、「家具の販売を業とする被告としては、人体に悪影響を及ぼす程度のホルムアルデヒドを拡散させるような家具を顧客に販売しないようにする注意義務があったというべきである。」本件カラーボックスは、室内濃度指針値を大幅に上回るホルムアルデヒドを放散する商品であり、このような本件カラーボックスを漫然販売したYには、上記注意義務に違反した過失があるというべきである。

### (2) 発症についての予見可能性の有無

本件カラーボックスに使用されているE2の接着剤は、その当時一般的に使用されていた接着剤であったとしても、使用量によっては、多量のホルムアルデヒドを室内に拡散させる可能性があることを容易に予見することができるものであるから、「ホルムアルデヒドの拡散によって化学物質過敏症を発症させるなど人体に悪影響を与えるおそれがあることも予見することができる。」

### (3) 回避措置について

Yは換気について注意書きをしていたが、換気をしていても、①瞬間的に高濃度のホルムアルデヒドに曝露する可能性はあること、②低濃度であっても長期の曝露により人体への悪影響があり得ること、③カラーボックスはそもそも室内で使用するものであることから、「換気について注意書きをすれば多量のホルムアルデヒドを放散する商品を販売してもよいということにはならない。」

### (4) 小括

以上によれば、Yには、「多量のホルムアルデヒドを放散する本件カラーボックスを原告に販売したことにつき過失があり、このような本件カラーボックスの販売は、不完全履行に当たると認められる。」

## 3 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効について

Xは、遅くとも、化学物質過敏症である旨の診断を受け症状固定となった平成24年2月9日の時点において、損害賠償請求権の行使が可能な程度に損害及び加害者を知ったといえるので、平成27年2月9日の経過により消滅時効が完成した。

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、家具に含まれるホルムアルデヒドによって化学物質過敏症を発症したとして、販売業者の債務不履行（不完全履行）を理由とする損害賠償責任を認めた判決である。

化学物質過敏症に関連する訴訟の形態については、第1に、シックハウスによる健康被害について初めて不法行為責任を認めた東京地判平21・10・1<sup>1)</sup>などを始めとして、建物の建材などに含まれる化学物質が原因で発症するシックハウスに関する訴訟、第2に、受動喫煙をはじめとして、職場での化学物質過敏症の罹患に関して主に雇用の安全配慮義務違反が問題とされるもの（労働災害型）、第3に、公害等調整委員会裁定平14・6・26判時1789号34頁（杉並病原因裁定事件）など、化学物質の影響が地域住民に及ぼす公害・環境汚染型が挙げられ、この中には、宮崎地判平24・7・2判時2165号128頁のような国家賠償訴訟もある。第4に、東京高判平6・7・6判時1511号72頁（ジョンソンカビキラー健康被害控訴審判決）<sup>2)</sup>、

東京高判平 18・8・31 判時 1959 号 3 頁（イトーヨーカ堂事件控訴審判決）<sup>3)</sup> や東京地判平 28・4・5（LEX/DB25534029）など、購入商品等に含まれる化学物質が原因で購入者等が罹患する製造物責任型がある。さらに、近年では、損害賠償請求にとどまらず、汚染源である施設の操業停止や差止を求める訴訟も提起されている（寝屋川廃プラ加工施設事件・大阪地判平 20・9・18 判時 2030 号 41 頁、大阪高判平 23・1・25LLI/DB L06620035）<sup>4)</sup>。

本判決によると、本件カラーボックスと同じパーティクルボードを使用した組立家具 191 万 8,184 台（うちカラーボックスは 97 万 7,353 台）を仕入れた中で苦情は本件 1 件のみである。本判決は製造物責任型といえるが、従前の事件では、他の消費者から苦情や問い合わせが寄せられていたのに対し、本判決は X 一人との関係で、さらに、診断基準につき「1999 年合意」に依拠して化学物質過敏症罹患が認定されたことは、被害認定の面で重要である。また、製品事故事例では不法行為責任構成が採られてきたが、本判決は時効の起算点を症状固定日として不法行為に基づく損害賠償請求権が時効消滅したと判断し、債務不履行責任（不完全履行）を認めた点も特徴的である。

## 二 化学物質過敏症の定義とホルムアルデヒド規制について

化学物質過敏症の概念は、1987 年にアメリカのイェール大学教授 Mark Cullen が、化学物質の大量曝露ないし長期慢性曝露後に、微量の同種または同系統の化学物質に再接触した際にみられる不快な臨床症状を、「多種化学物質過敏症（Multiple Chemical Sensitivity-MCS）」と提唱したことに始まり、その後、様々な研究者や臨床家によって定義や診断基準の見直しが行われてきた。

日本でも、化学物質過敏症には未だ確立した定義が無い。裁判例においては、かつては、化学物質過敏症と呼称される化学物質を原因として生じる病状の存在自体が争われた。現在では、症状自体の存在は認められるようになり、化学物質過敏症への罹患の有無が争点とされることが多い<sup>5)</sup>。本事件で問題となったような室内で利用される家具それ自体に関する化学物質使用に対する直接的な規制は存在していないが、化学物質過敏症及びシックハウス症候群の代表的な原因物質とされるホルムアルデヒドについては様々な規制がある<sup>6)</sup>。

本判決が引用するように、1997 年の段階で、厚生労働省の快適で健康的な住宅に関する検討会議の健康住宅関連基準策定専門部会は、アメリカの研究者間での評価等を紹介したうえで、化学物質過敏症の存在を否定できないとし、「気中濃度 30 分平均値で  $0.1\text{mg}/\text{m}^3$  以下」（ $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、気温  $25^\circ\text{C}$  で  $0.08\text{ppm}$  相当）とするホルムアルデヒドの室内汚染濃度指針値（以下「指針」と呼ぶ）を発表した<sup>7)</sup>。また、本事件は個人事務所での空気汚染が問題となった事案であるが、労働環境一般に関連し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律・同法施行令（2 条）は、延床面積が  $3,000\text{m}^2$  以上の店舗・事務所等におけるホルムアルデヒド量（ $0.1\text{mg}/\text{m}^3$  以下）などを規制し、事務所衛生基準規則（5 条）は同一の基準を事務所内での事務作業にも適用している。加えて、厚生労働省は、2002 年 3 月、「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」を策定し、ホルムアルデヒド濃度を  $0.08\text{ppm}$  以下（作業の性質上達成が著しく困難な特定作業場を除く）とすることを求め、これを超える場合の措置を列挙している<sup>8)</sup>。

治療については、厚生労働省はそれまでの研究を踏まえ、2009 年 10 月 1 日から保険診療の病名リストに化学物質過敏症を登録し、治療に健康保険が適用されるようになった。さらに、日本臨床環境医学会は、厚生労働省科学研究費で展開された 2 つの対応班研究の報告書を基盤に、2013 年の『シックハウス症候群マニュアル』において化学物質過敏症の存在を認め、疾患としての評価のための指標の確立が求められている状況にある<sup>9)</sup>。

## 三 化学物質過敏症罹患の診断基準について

本判決は、診断基準として「1996 年基準」と「1999 年合意」の 2 基準を取り上げている<sup>10)</sup>。まず、米国立衛生研究所（National Institutes of Health）主催のアトランタ会議において、MCS を定義するための 6 項目が、臨床環境医らによる合意基準として設けられた（1999 年合意）（表 1）。しかし、この合意さえも標準的な基準として広く認識されるには至っておらず、MCS の明確な定義を欠いているのが現状である。一方、日本では独自に、厚生省長期慢性疾患総合研究事業アレルギー班による診断基準（1996 年基準）（表 2）が設けられており、「化学物質過敏症（Chemical

Sensitivity-CS-)」と呼ぶことが多い。

本判決では、1996 年基準は満たさないが、疾患のための指標も確立していないことに鑑みて、1999 年基準を満たすことに基づいて化学物質過敏症罹患を認定している。本件は、化学物質過敏症罹患の定義及び診断基準の未確立ゆえに、健康被害の有無の判断が難しいことを表している。

表 1

- a. 慢性疾患である
- b. 再現性をもって現れる症状を有する
- c. 微量な物質の曝露に反応する
- d. 関連性のない多種類の化学物質に反応する
- e. 原因物質の除去で改善又は治癒する
- f. 症状が多臓器にわたる

表 2

| まず他の疾患を除外し、症状と検査所見を合わせて判定する |                                                                                           |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診断                          | 主症状 2 項目＋副症状 4 項目、または主症状 1 項目＋副症状 6 項目＋検査所見 2 項目                                          |
| A 主症状                       | 1 持続あるいは反復する頭痛 2 筋肉痛あるいは筋肉の不快感 3 持続する倦怠感・疲労感 4 関節痛                                        |
| B 副症状                       | 1 咽頭痛 2 微熱 3 下痢・腹痛・便秘 4 羞明・一過性の暗点 5 集中力・思考力の低下・健忘 6 興奮・精神不安定・不眠 7 皮膚のかゆみ・感覚異常 8 月経過多などの異常 |
| C 検査所見                      | 1 副交感神経刺激型の瞳孔異常 2 視覚空間周波数特性の明らかな閾値低下 3 眼球運動の典型的異常 4 SPECT による大脳皮質の明らかな異常低下 5 誘発試験の陽性反応    |

#### 四 化学物質への曝露と健康被害との因果関係

化学物質過敏症に関する裁判例では、必ずしも厳密な医学的・科学的証明を要求せず、a. 化学物質への曝露、b. 曝露と症状発現の時期的接着性、c. 化学物質の有害性、d. 他原因の不存在、e. 専門家の見解、f. 患者の発生と化学物質排出源の場所的近接性（公害・環境汚染型）、等の要因により、因果関係を認められる場合がある<sup>11)</sup>。本判決の要旨 1 (2) でも、①本件カラーボックス接触後から、初めて症状が現れたこと（時間的接着性）、②使用を中止した後も、化学物質に接触すると気分不良を来す状態が継続するようになったこと、③一級建築士として慢性的に化学物質に曝露していたものと推認されるが、それまで過敏性を示していなかったこと（他原因の有無、時間的接着性）から、化学物質過敏症との因果関係を認めた。

#### 五 過失認定についての検討

本判決は不完全履行責任を採用しており、家具販売業者には、空気汚染しない目的物を給付する

義務があると捉えていると考え得る。具体的な過失判断は以下のように行ったが、当該化学物質についての指針値等は重要な一判断要素となる。本判決は、判決の要旨 2 で見たように、①ホルムアルデヒドは人体に重大な影響を及ぼすおそれがあること、②平成 23 年当時、「指針」等の定めがありホルムアルデヒドの危険性は公知の事実であったこと、③Y はホルムアルデヒドを含有する E 2 の接着剤の使用を認識していたこと、④換気についての注意書きをしてもホルムアルデヒドに曝露する可能性があることから、化学物質過敏症罹患に対する予見可能性があり、予見した以上は、家具販売業者として人体に悪影響を及ぼす程度のホルムアルデヒドを拡散させるような家具を顧客に販売しないようにする注意義務がある。そして、実際に「指針」を大幅に上回る商品を漫然販売したことについて、注意義務違反を認定した。

#### ●——注

- 1) 消費者法ニュース 82 号 267 頁、宮澤俊昭・速報判例解説（法セ増刊）9 号（2011 年）321 頁。
- 2) 第一審は東京地判平 3・3・28 判時 1381 号 21 頁。
- 3) 第一審は東京地判平 17・3・24 判時 1921 号 96 頁、上告審は最一小決平 19・3・1 消費者法ニュース 71 号 237 頁（却下）。
- 4) 飯塚和之「電気ストーブの使用による化学物質過敏症」消費者法百選（2010 年）194～195 頁、小島恵「化学物質過敏症訴訟をめぐる問題点——不法行為を中心に」都留文科大学研究紀要 80 集（2014 年）95～96 頁。
- 5) 古川俊治「化学物質過敏症訴訟における問題点」慶應法学 1 号（2004 年）84 頁。日本弁護士連合会「化学物質過敏症に関する提言」（2005 年）3 頁（[https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005\\_54.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005_54.html)（2019 年 3 月 5 日閲覧））、小島・前掲注 4）97 頁。
- 6) 化学物質過敏症とシックハウス症候群は、区別される。
- 7) <https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/0906/h0613-2.html>（2019 年 3 月 5 日閲覧）
- 8) <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/03/h0315-4.html>（2019 年 3 月 5 日閲覧）
- 9) 日本臨床環境医学会『シックハウス症候群マニュアル』（東海大学出版会、2013 年）。
- 10) 以下の記述は、主として加藤貴彦「化学物質過敏症——歴史、疫学と機序」日衛誌 73 巻 1 号（2018 年）1 頁以下に負う。表 1 及び表 2 は、本判決文を基に、加藤論文を参考にして作成した。
- 11) 古川・前掲注 5）81～84 頁。